

平成24年度 国民健康保険税の 税率を改定します。

4月号の広報でもお知らせしましたが、医療費等の動向などから平成24年度から国民健康保険税の税率を改定することになりました。

Q：改正内容は？

表①のとおり

Q：国民健康保険税がどのくらい上がるの？

表②のとおり

平成24年度国民健康保険税の納税通知書は、7月中旬に世帯主あてに郵送いたします。（世帯主が社会保険等にご加入の場合でも、同じ世帯の家族が国民健康保険に加入されている場合は、世帯主名義で通知いたします。）

医療費は年々増加しています。今後も増え続けると、国保財政の財源である国民健康保険税の負担がますます増えてまいります。日頃から健康に注意し、病気予防に努めるなど、医療費の節約を心がけましょう。

■お問い合わせ

市民課国保医療担当

(内線 1275130・137)

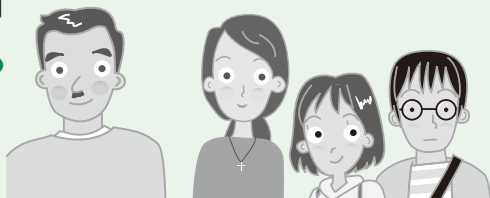
表① 改正内容一覧

| 計算方法 | | 医療分 | 後期支援金分 | 介護納付金分 |
|------|-------------|-----------------|---------------|---------------|
| 所得割 | 世帯の所得に応じて計算 | 6.0%→7.0% | 1.7%→2.7% | 1.3%→2.5% |
| 資産割 | 世帯の資産に応じて計算 | 28.0%→25.0% | 8.0%→7.0% | 7.0%→7.0% |
| 均等割 | 加入者数に応じて計算 | 22,200円→24,700円 | 5,800円→7,900円 | 9,500円→9,500円 |
| 平等割 | 1世帯あたり | 21,400円→21,200円 | 4,600円→8,600円 | 6,500円→7,200円 |

介護分は、40歳以上65歳未満の方のみ

表② 計算の具体例

モデル世帯



[夫 50歳] 所得 200万円 固定資産税 5万円
[妻 45歳] 専業主婦 (子2人) 学 生

● 計算の具体例

基準総所得 1,670,000円

(平成23年中：所得2,000,000円－基礎控除330,000円)

固定資産税額 50,000円

上記の例で税額を具体的に計算すると次のようになります。

モデル世帯では、1～3を合計すると年税額 409,500円となり、税率改定前 335,200円より 74,300円増加します。（所得が一定額以下の世帯に対しては国民健康保険税の軽減制度があります。）

(10円未満切捨て)

| | 1 医療給付費分 | 2 後期高齢者支援金分 | 3 介護納付金分 |
|-----|----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 所得割 | 基準総所得 1,670,000円 × 7% = 116,900円 | 基準総所得 1,670,000円 × 2.7% = 45,090円 | 基準総所得 1,670,000円 × 2.5% = 41,750円 |
| 資産割 | 固定資産税 50,000円 × 25% = 12,500円 | 固定資産税 50,000円 × 7% = 3,500円 | 固定資産税 50,000円 × 7% = 3,500円 |
| 均等割 | 24,700円 × 4人 = 98,800円 | 7,900円 × 4人 = 31,600円 | 9,500円 × 2人 = 19,000円 |
| 平等割 | 21,200円 | 8,600円 | 7,200円 |
| 計 | 249,400円 | 88,700円 | 71,400円 |

一部負担金の 減免制度について

韮崎市国民健康保険では、特別な事由に該当し生活が困難することにより、一部負担金を支払うことが困難な世帯に対して、減額・免除・徴収猶予などの減免要綱を設けました。

一部負担金とは、本人が医療機関の窓口で支払う医療費（医療費の自己負担割合3割分）です。

要綱及び制度の詳細につきましては、市民課国保医療担当までお問い合わせください。

■お問い合わせ

市民課国保医療担当

(内線 1275130・137)

日本脳炎の予防接種。 接種機会を逃した方へ ご案内をしました。

日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成17年

度から平成21年度までは接種のご案内を行いませんでしたが、その後新たなワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常どおり受けられるようになっていました。

接種機会を逃した方には、平成23年度より国の指針に基づき、順次ご案内を行っています。

今年度は小学2、3、4年生の未接種のお子さんに対して、4月に個別通知を郵送いたしました。

なお、ご案内の対象となっていない場合でも、平成7年6月1日～19年4月1日生まれの方で、1期・2期の接種が終わっていないお子さんは、20歳未満までの間、接種を受けることができます。

接種を希望される場合は、保健福祉センターにて予約票を交付いたしますので、母子健康手帳を持参の上、ご来館ください。

接種間隔等詳細については、保健課までお問い合わせください。

■お問い合わせ

保健課健康増進担当

☎ 2314310